

3. 国営造成施設^{注21)}の管理主体と費用負担

注 21) 国が建設した水利施設（以下同じ）

【基本は土地改良区による施設管理】

農家の申請により国が建設した水利施設は、その多くが国有財産であり、財産権者としての責任は国が負っている一方、日常の管理については、①農家が直接の受益を受けること、②実際に利用し受益する者の方が効率的で適切な管理を行えることから、農家が組織する受益者団体である土地改良区への管理委託が基本とされている。

なお、公共性が比較的高くない小規模なもので、受益団体の自主的管理が適当な施設など（末端の水路や小規模な揚水施設等）については、土地改良区に譲与（一部市町村に譲与）されている。

【国又は地方公共団体による大規模で公共性が高い施設の管理】

土地改良区が管理を担うことが基本とされているが、農村地域の混住化の進展に伴い、洪水時における防災や当該施設の非農業的利用に対する配慮、他種利水との調整等、複雑かつ高度な管理が求められる場合がある。

このような管理が求められる規模が大きく公共性が高い施設にあつては、技術的能力、管理責任能力、非農業的利用との調整能力等の観点から、土地改良区に管理を委ねることが必ずしも適切でないことから、地方公共団体に管理が委託されてきている。

また、管理に必要な費用は管理主体が負担することが原則とされているが、地方公共団体が管理する施設であつて、その規模及び関係する受益面積が大きく、かつ、その操作が河川の管理に影響を及ぼしたり、非農地の浸湛水被害の防止機能等を有するなど、施設の有する公共性が高いものにあつては、その公共性の観点から、管理に要する費用の一部を国が補助している。

なお、利害が2県以上にわたる施設などであつて、大規模で治水、利水等の面において高度の公共性を有するとともに、管理に当たって特別な技術的配慮を必要とする施設は、国が直轄で管理を行うべき施設とされている。

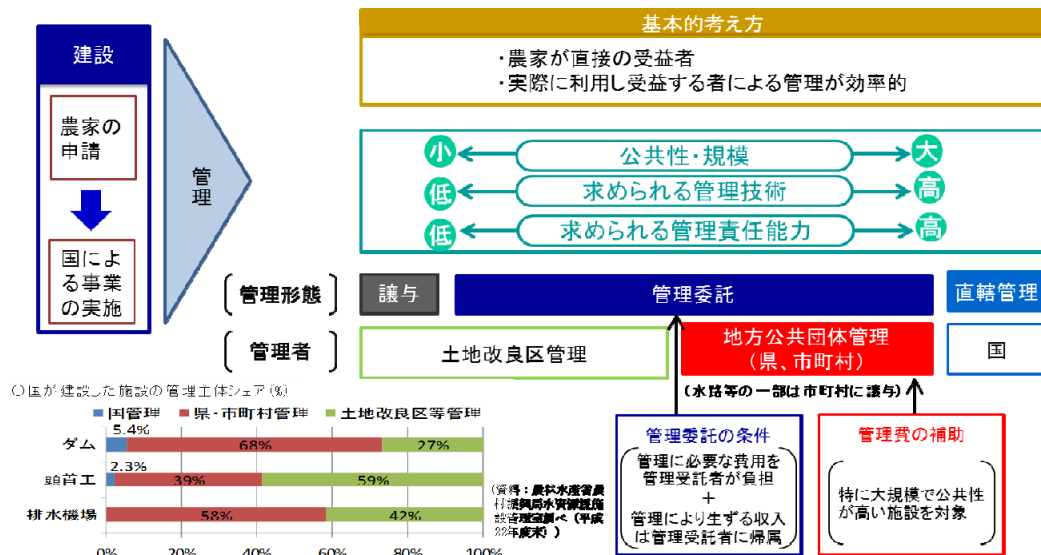


図5. 国営造成施設の管理の役割分担

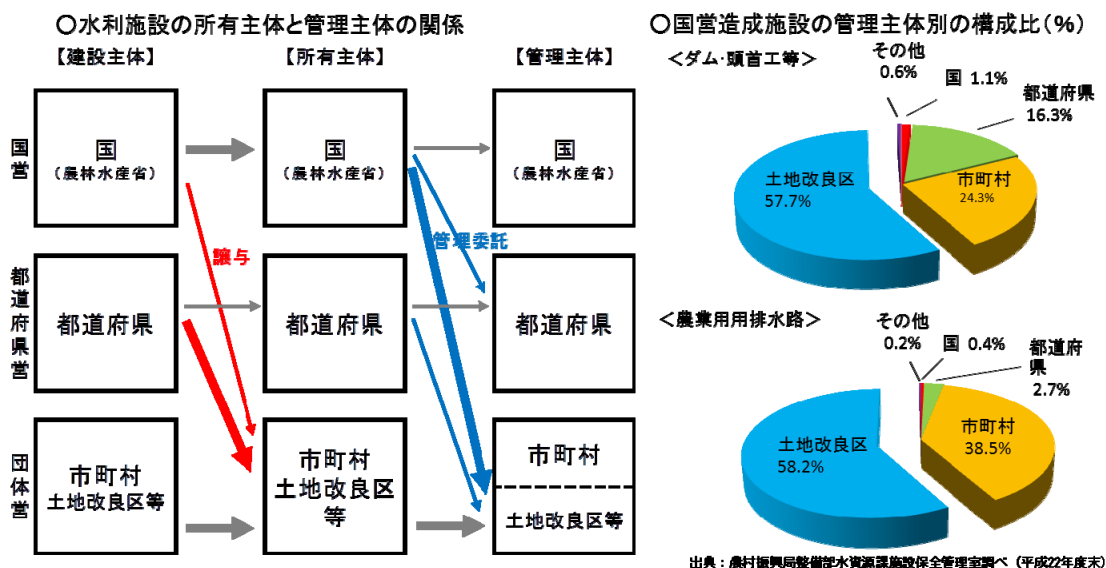


図6. 国営造成施設の所有主体と管理主体

【管理に必要な費用の負担】

施設の管理は、受益者である農家の負担により行われることが基本とされており、管理主体は、施設を管理することにより得られる収入、すなわち受益者負担を徴収して施設を管理しているところである。このことは、国、地方公共団体及び土地改良区のいずれの者が管理主体である場合も同様となっている。

管理主体は、自らが事業主体となる管理事業を土地改良法に基づく土地改良事業として実施することにより、受益者負担の徴収が可能な仕組みとなっている。

このような仕組みから、国営造成施設を地方公共団体又は土地改良区に管理委託するに当たっては、管理費に関して、①管理受託者は管理に必要な費用を負担すること、②管理により生ずる収入は管理受託者に帰属することが委託の条件となっている。

なお、国が管理に要する費用を委託費として支払うのは、国が管理を行うべき施設を直轄管理事業として管理し、操作等の実務を業務委託する場合と考えられる。